

工業用水道特定運営事業等に係る募集要項等の一部修正について

令和3年2月16日に一部修正し公表しました募集要項等について、税務面での取り扱いの明確化や、競争的対話等を踏まえた文言の整理等により一部修正しました。各資料の変更点は次のとおりです。

1 モニタリング計画書（案）

番号	該当箇所	修正前（令和2年10月版）	修正後																																
1	別紙1第3(1)イの後に追加	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">業務</th> <th>承認/確認</th> <th>提出書類</th> <th>様式</th> <th>提出時期</th> <th>承認/確認事項</th> <th>承認区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分類</td> <td>要求水準書見出し</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">第3 浄水場及び配水場の管理運営</td> </tr> <tr> <td>(1) 施設管理</td> <td>ウ 維持管理の実施</td> <td>(ア) 施設の状態監視保全、保守点検・補修</td> <td>確認</td> <td>入構手続きに係る関係書類</td> <td>任意</td> <td>事業開始30日前 (変更時は発生の都度)</td> <td>入構に係る通知方法 -</td> </tr> </tbody> </table>	業務		承認/確認	提出書類	様式	提出時期	承認/確認事項	承認区分	分類	要求水準書見出し							第3 浄水場及び配水場の管理運営								(1) 施設管理	ウ 維持管理の実施	(ア) 施設の状態監視保全、保守点検・補修	確認	入構手続きに係る関係書類	任意	事業開始30日前 (変更時は発生の都度)	入構に係る通知方法 -
業務		承認/確認	提出書類	様式	提出時期	承認/確認事項	承認区分																												
分類	要求水準書見出し																																		
第3 浄水場及び配水場の管理運営																																			
(1) 施設管理	ウ 維持管理の実施	(ア) 施設の状態監視保全、保守点検・補修	確認	入構手続きに係る関係書類	任意	事業開始30日前 (変更時は発生の都度)	入構に係る通知方法 -																												
2	別紙1第5(2)ウ	給水施設の設置及び撤去工事の設計及び施工	給水施設の設置及び撤去工事の設計並びに施工																																
3	別紙2第2ウ(2)提出書類	事業体制図及び各責任者一覧表	事業体制図並びに各役員及び責任者一覧表																																
4	別紙2第2(2)ウ提出時期	契約締結後30日以内 変更する場合は都度	本事業開始日まで (変更時は発生都度)																																
5	別紙2第2(2)ウ提出書類	出向又は派遣等による水道施設運営等事業技術管理者又は業務責任者の配置許可願	出向又は派遣等による技術責任者又は業務責任者の配置許可願																																
6	別紙2第2(3)ウ	第三者への開示、目的外使用の実績が確認できる資料	第三者への開示、目的外使用を行う場合における、情報の内容及び第三者への開示又は目的外使用を行う理由が確認できる資料																																
7	別紙2第2(3)カ 新たな機器の設置や構築物等の建築の内容がわかる資料 承認/確認	確認	承認																																

2 基本協定書（案）

番号	該当箇所	修正前（令和3年2月版）	修正後
1	第5条第2項第7号	<p>(7) 本議決権株主は、自らが保有する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、営業秘密の権利、商標権その他一切の知的財産権の対象となっている技術等がSPCにより本運営事業及び附帯事業（いずれも実施契約に定める定義による。ただし、附帯事業については、他水道事業受託業務（実施契約に定める定義による。）を除く。）に導入された場合、市及び市が指定する者に対し、実施契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾し、また、当該利用許諾に関して市又は市が指定する者から協力を求められた場合には必要な協力をするものとする。</p>	<p>(7) 本議決権株主は、自らが保有する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、営業秘密の権利、商標権その他一切の知的財産権の対象となっている技術等がSPCにより本運営事業に導入された場合、市及び市が指定する者に対し、実施契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾すること（ただし、実施契約の終了日においてSPCが本議決権株主に対して当該導入技術の利用に係る対価の支払義務を負っている場合で、当該対価の支払が当該導入技術の利用期間に応じて定期的に行われていたものである場合には、有償（市が合理的と認める範囲に限るものとし、かつ、合理的な理由のない限り、SPCが負担していた金額を上限とする。）かつ無期限で許諾させることで足りる。）とし、また、当該利用許諾に関して市又は市が指定する者から協力を求められた場合には必要な協力をするものとする。</p>
2	別紙3第8項	<p>8. 当社は、自らが保有する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、営業秘密の権利、商標権その他一切の知的財産権の対象となっている技術等がSPCにより本運営事業及び附帯事業に導入された場合、市及び市が指定する者に対し、実施契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾し、また、当該利用許諾に関して市又は市が指定する者から協力を求められた場合には必要な協力をするものとする。</p>	<p>8. 当社は、自らが保有する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、営業秘密の権利、商標権その他一切の知的財産権の対象となっている技術等がSPCにより本運営事業に導入された場合、市及び市が指定する者に対し、実施契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾すること（ただし、実施契約の終了日においてSPCが当社に対して当該導入技術の利用に係る対価の支払義務を負っている場合で、当該対価の支払が当該導入技術の利用期間に応じて定期的に行われていたものである場合には、有償（市が合理的と認める範囲に限るものとし、かつ、合理的な理由のない限り、SPCが負担していた金額を上限とする。）かつ無期限で許諾させることで足りるものとし、また、当該利用許諾について市又は市が指定する者から協力を求められた場合には必要な協力をするものとする。</p>

3 実施契約書（案）

番号	該当箇所	修正前（令和3年2月版）	修正後
1	表紙の裏面 第4項	4. 一部負担金の総額 ●円（ただし、第67条第9項に従って変更された場合には変更後の金額。なお、一部負担金に係る市の支払いは第67条に定めるところに従う。）	4. 一部負担金の総額 ●円（ 市が第67条に基づき本事業期間中に運営権者に支払う一部負担金の総額は、左記の金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とする。 ただし、第67条第9項に従って変更された場合には変更後の金額とする。なお、一部負担金に係る市の支払いは第67条に定めるところに従う。）
2	第11条第2項	前項の規定にかかわらず、運営権者が承継した運営権者承継対象契約のうち、本運営事業の実施に関する業務委託契約（ただし、工事に係る請負契約を除く。）に基づいて運営権者が負担することとされる報酬支払債務であって、本事業開始日の前日までの履行部分に係るものについては、市が負担するものとする。この場合、運営権者は、当該運営権者承継対象契約の相手方から、本事業開始日の前日までの履行部分に係る報酬の支払請求があった後速やかに市にその内容を通知するものとし、市は、当該通知の受領後相当の期間内に、当該報酬相当額を運営権者に支払う。	前項の規定にかかわらず、運営権者が承継した運営権者承継対象契約のうち、本運営事業の実施に関する業務委託契約（ただし、工事に係る請負契約を除く。）に基づいて運営権者が負担することとされる報酬支払債務であって、本事業開始日の前日までの履行部分に係るものについては、市が 運営権者に代わって当該報酬支払債務を負担するものとする。 この場合、運営権者は、当該運営権者承継対象契約の相手方をして、 市に対して 本事業開始日の前日までの履行部分に係る報酬の支払請求をさせるものとし、市は、当該請求後相当の期間内に、当該報酬相当額を 当該相手方 に支払う。
3	第12条	（本事業開始前に市が行う 運営権設定対象施設の更新等及び維持修繕 ） 第12条 市は、本契約締結日から本事業開始日までの間、 運営権設定対象施設 に関し、自らの費用負担により、 ①別紙12-1に定める運営権設定対象施設の更新等及び②維持修繕のみ を行う。また、市は、別紙12-1に記載されたもの以外の 更新等又は維持修繕 を行おうとする場合には、あらかじめ運営権者に通知するものとする。市は、本事業開始日までに 行われる更新等又は維持修繕の結果 、関連資料集の運営権設定対象施設一覧が更新された場合には、これを速やかに運営権者に通知するものとする。 2 前項の定めに従って市が実施する 運営権設定対象施設の更新等又は維持修繕 が本事業開始日までに完了しないことにより、運営権者に増加費用又は損害が生じた場合であっても、市は、当該増加費用又は損害を補償する責任を負わないものとする。	（本事業開始前に市が行う 工事 ） 第12条 市は、本契約締結日から本事業開始日までの間、 本事業 に関し、自ら 又は利用者の費用負担により、次の各号に掲げる工事のうち、別紙12-1に定める工事のみ を行う。 (1) 運営権設定対象施設の更新等 (2) 管路の支障移設等 (3) 運営権設定対象施設の維持修繕 (4) 給水施設工事 (5) 給水施設の維持修繕 2 市は、別紙12-1に記載されたもの以外の 前項第1号から第4号までに掲げる工事 を行おうとする場合には、あらかじめ運営権者に通知するものとする。市は、本事業開始日までに 行われる前項第1号から第3号までに掲げる工事の結果 、関連資料集の運営権設定対象施設一覧が更新された場合には、これを速やかに運営権者に通知するものとする。 3 前二項の規定 に従って市が実施する 工事 が本事業開始日までに完了しないことにより、運営権者に増加費用又は損害が生じた場合であっても、市は、当該増加費用又は損害を補償する責任を負わないものとする。
4	第13条第2項	第56条第1項又は第57条第1項の規定により本事業開始日以降に市から運営権者に引き渡された施設について契約不適合（ただし、本項においては市から運営権者への引渡時点における契約不適合をいう。）が発見された場合、運営権者は、 当該引渡施設 の引渡日以後1年以内（以下本条において「契約不適合責任期間（追加引渡施設）」という。）に市に通知する。市は、契約不適合責任期間（追加引渡施設）内に運営権者から当該通知があった場合であって、当該契約不適合から運営権者に生じた損害又は費用等の額が1件につき100万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額とする。）を超えた場合に限り、市において当該契約不適合の修補を行い、又は当該契約不適合に起因して運営権者に生じた損害又は費用等を補償するものとし、その時期及び方法については、市及び運営権者の協議により定める。	第56条第1項又は第57条第1項の規定により本事業開始日以降に市から運営権者に引き渡された施設（ 以下本条において「追加引渡施設」という。 ）について契約不適合（ただし、本項においては市から運営権者への引渡時点における契約不適合をいう。）が発見された場合、運営権者は、 追加引渡施設 の引渡日以後1年以内（以下本条において「契約不適合責任期間（追加引渡施設）」という。）に市に通知する。市は、契約不適合責任期間（追加引渡施設）内に運営権者から当該通知があった場合であって、当該契約不適合から運営権者に生じた損害又は費用等の額が1件につき100万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額とする。）を超えた場合に限り、市において当該契約不適合の修補を行い、又は当該契約不適合に起因して運営権者に生じた損害又は費用等を補償するものとし、その時期及び方法については、市及び運営権者の協議により定める。

番号	該当箇所	修正前（令和3年2月版）	修正後
5	第13条第3項	市は、前二項に定める契約不適合責任期間又は契約不適合責任期間（追加引渡施設）経過後に運営権設定対象施設について契約不適合が発見された場合、これらの契約不適合については一切責任を負わない。	市は、前二項に定める契約不適合責任期間又は契約不適合責任期間（追加引渡施設）経過後に運営権設定対象施設について契約不適合が発見された場合、これらの契約不適合については一切責任を負わない。 ただし、契約不適合責任期間又は契約不適合責任期間（追加引渡施設）の経過後において、運営権設定対象施設（追加引渡施設を含む。）について契約不適合（追加引渡施設については、市から運営権者への引渡時点における契約不適合をいう。以下本項において同じ。）が発見され、当該契約不適合について、市が施工業者、製造業者その他の第三者（以下「工事請負業者等」という。）に対して契約に基づく修補請求又は損害賠償請求を行うことができる場合、市は、運営権者の要請に応じて、当該工事請負業者等をして当該契約不適合の修補を行わせ、又は当該契約不適合に起因して市に生じた損害若しくは費用等を補償させる。当該契約不適合に起因して市が工事請負業者等から実際に補償金を受領した場合には、当該受領した金額から市に生じた固有の損害又は費用等（もしあれば。）を控除した残額の限度で、当該契約不適合に起因して運営権者に生じた損害又は費用等を補償する。運営権者は、市の要請に応じてこれに最大限協力するものとする。
6	第36条第2項及び第3項	2 四半期事業報告書の記載事項及び公表事項等については、市が別途指定する。 3 運営権者は、四半期事業報告書について市に提出後、速やかにその公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、本事業期間終了後1年が経過するまでの間、公表を維持しなければならない。	2 四半期事業報告書の記載事項及び公表事項等については、 市及び運営権者の間で協議及び調整を行った上で 、市が別途指定する。 3 運営権者は、四半期事業報告書について市に提出後、速やかにその公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、本事業期間終了後1年が経過するまでの間（ ただし、市及び運営権者の間で協議の上、別途合意した場合には、これよりも短い期間 ）、公表を維持しなければならない。
7	第37条第3項及び第4項	3 中期事業報告書及び単年度事業報告書の記載事項及び公表事項等については、市が別途指定する。 4 運営権者は、中期事業報告書又は単年度事業報告書について市に提出後、速やかにその公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、本事業期間終了後1年が経過するまでの間、公表を維持しなければならない。	3 中期事業報告書及び単年度事業報告書の記載事項及び公表事項等については、 市及び運営権者の間で協議及び調整を行った上で 、市が別途指定する。 4 運営権者は、中期事業報告書又は単年度事業報告書について市に提出後、速やかにその公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、本事業期間終了後1年が経過するまでの間（ ただし、市及び運営権者の間で協議の上、別途合意した場合には、これよりも短い期間 ）、公表を維持しなければならない。
8	第43条第4項	4 第1項ただし書に規定する管路及び給水施設の緊急作業を市が実施した場合、運営権者は、別紙16に従い、 <u>修繕業務委託料その他これに要した費用を負担するものとする。</u>	4 第1項ただし書に規定する管路及び給水施設の緊急作業を市が実施した場合、運営権者は、別紙16に従い、 当該緊急作業の対価として、当該緊急作業に要した費用並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額を市に支払うものとする。ただし、当該緊急作業に要した費用のうち、別紙16 3. (2) アに規定する直接工事費については、別紙19に規定する金額を上限として市に支払うことで足りる。また、本事業開始日の前日までに使用中止の状態にあり、撤去されていない給水施設の緊急作業に係る修繕業務委託料その他これに要した費用並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額 については、市が負担するものとする。

番号	該当箇所	修正前（令和3年2月版）	修正後
9	第43条第5項	<p>運営権者は、市から末端管路撤去関連費用の支払いを受けるために、四半期ごとに、当該四半期の末日までに第50条第4項に基づいて市が運営権者に完成検査の合格を通知した末端管路に係る工事について、要求水準書に定める必要書類を市に提出するものとし、市は、運営権者から提出された当該書類を確認した上で、市が定める撤去単価に従い、当該末端管路に係る工事についての末端管路撤去関連費用の金額を算出し、速やかに運営権者に当該金額を通知する。運営権者は、市による当該書類の確認及び金額の通知の後、市に対して、当該四半期における末端管路撤去関連費用に係る請求書を発行するものとし、市は、当該請求書を受領してから30日以内又は当該四半期の末日の2ヶ月後の応当日のいずれか遅い日までに、運営権者に対し当該四半期における末端管路撤去関連費用を支払う。</p>	<p>運営権者は、市から末端管路撤去関連費用の支払いを受けるために、四半期ごとに、当該四半期の末日までに第50条第4項に基づいて市が運営権者に完成検査の合格を通知した末端管路に係る工事について、要求水準書に定める必要書類を市に提出するものとし、市は、運営権者から提出された当該書類を確認した上で、市が定める撤去単価に従い、当該末端管路に係る工事についての末端管路撤去関連費用の金額を算出し、速やかに運営権者に当該金額を通知する。運営権者は、市による当該書類の確認及び金額の通知の後、市に対して、当該四半期における末端管路撤去関連費用に係る請求書を発行するものとし、市は、当該請求書を受領してから30日以内又は当該四半期の末日の2ヶ月後の応当日のいずれか遅い日までに、運営権者に対し当該四半期における末端管路撤去関連費用並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額を支払う。</p>
10	第43条第10項	<p>市は、本事業期間中、毎年3月1日から翌年2月末日まで（以下本項において「費用算定期間」という。）に設置又は修繕され、かつこれらに係る市消防局による立会いが完了した消火栓の設置及び修繕に要した費用（以下本項において「消火栓設置等関連費用」という。）を、当該消火栓の設置及び修繕に係る業務の対価として、運営権者に支払う。なお、市は、各費用算定期間終了後速やかに、市消防局による立会いが完了した消火栓の数量及び市水道局と市消防局が別途合意した単価をもとに、当該費用算定期間における消火栓設置等関連費用の金額を算出し、これを運営権者に通知する。運営権者は、市から当該通知を受けた後、市に対して消火栓の設置完了に係る届出を行い、市は、当該届出の受領後、消火栓の設置に係る完了確認を行う。市は、当該完了確認を行った場合、速やかに運営権者に合格通知を發出し、運営権者は、市から合格通知を受けた後速やかに、当該費用算定期間における消火栓設置等関連費用の金額について請求書を発行するものとする。市は、当該請求書の受領日から40日以内に、当該請求書に基づき消火栓設置等関連費用並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額を支払うものとする。</p>	<p>市は、本事業期間中、毎年3月1日から翌年2月末日まで（以下本項において「費用算定期間」という。）に運営権者によって設置又は修繕され、かつこれらに係る市消防局による立会いが完了した消火栓の設置及び修繕に要した費用（以下本項において「消火栓設置等関連費用」という。）並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額を、当該消火栓の設置及び修繕に係る業務の対価として、運営権者に支払う。なお、市は、各費用算定期間終了後速やかに、市消防局による立会いが完了した消火栓の数量及び市水道局と市消防局が別途合意した単価をもとに、当該費用算定期間における消火栓設置等関連費用の金額を算出し、これを運営権者に通知する。運営権者は、市から当該通知を受けた後、市に対して消火栓の設置完了に係る届出を行い、市は、当該届出の受領後、消火栓の設置に係る完了確認を行う。市は、当該完了確認を行った場合、速やかに運営権者に合格通知を發出し、運営権者は、市から合格通知を受けた後速やかに、当該費用算定期間における消火栓設置等関連費用の金額について請求書を発行するものとする。市は、当該請求書の受領日から40日以内に、当該請求書に基づき消火栓設置等関連費用並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額を支払うものとする。</p>
11	第43条第11項	<p>市は、運営権者に対し、各四半期に公共の消防用として使用された工業用水の利用料金相当額（以下本項において「消防用水道料金」という。）を支払う。なお、市は、各四半期の終了後速やかに、市消防局から当該四半期における使用水量の申請を受け、市水道局と市消防局が別途合意した単価に基づき消防用水道料金の金額を算出し、これを運営権者に通知する。運営権者は、市から当該通知を受けた後速やかに、かかる金額について請求書を発行するものとし、市は、当該請求書の受領日から30日以内に、当該請求書に基づき消防用水道料金を支払うものとする。</p>	<p>市は、運営権者に対し、各四半期に公共の消防用として使用された工業用水の利用料金（以下本項において「消防用水道料金」という。）並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額を、市が受けた当該工業用水の供給の対価として支払う。なお、市は、各四半期の終了後速やかに、市消防局から当該四半期における使用水量の申請を受け、市水道局と市消防局が別途合意した単価に基づき消防用水道料金の金額を算出し、これを運営権者に通知する。運営権者は、市から当該通知を受けた後速やかに、かかる金額について請求書を発行するものとし、市は、当該請求書の受領日から30日以内に、当該請求書に基づき消防用水道料金並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額を支払うものとする。</p>

番号	該当箇所	修正前（令和3年2月版）	修正後
12	第44条第1項	<p>本事業期間中，①原水水質の異常による取水停止，②<u>浄水設備</u>の故障，③<u>災害若しくは突発漏水等</u>に伴う<u>管路の破損又は④配水管工事の施工による断水</u>に起因して，水道事業からのバックアップを行う必要が生じた場合，運営権者は，市が別途指定する様式により，<u>必要となる供給水量，実施期間及び影響範囲等の見通しを明らかにした</u>上で，市に対し，水道事業からのバックアップを要請することができる。市は，当該要請を受けた場合，別紙17に従い水道事業からのバックアップを実施する。</p>	<p>本事業期間中，①原水水質の異常による取水停止，②<u>施設若しくは管路の突発的な故障又は破損</u>，③<u>停電による施設の停止</u>，④<u>災害等</u>に伴う<u>施設又は管路の破損</u>，⑤<u>工事の施工その他の要因</u>に起因して，<u>工業用水の供給に支障があり</u>，水道事業からのバックアップを行う必要が生じた場合，運営権者は，市が別途指定する様式により，<u>バックアップの手法，バックアップを要する理由及び期間並びに想定応援給水量等について，市と事前に協議を行った</u>上で，市に対し，水道事業からのバックアップを要請することができる。市は，当該要請を受けた場合，別紙17に従い水道事業からのバックアップを実施する。</p>
13	第44条第2項	<p>水道事業からのバックアップに要する<u>受水費用は</u>，別紙17に従い，<u>運営権者が負担する</u>ものとする。なお，水道事業からのバックアップによって工業用水の供給を行った場合であっても，運営権者は，当該供給に対応する利用料金を利用者から收受することができる。</p>	<p><u>運営権者は</u>，水道事業からのバックアップに要する費用<u>並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額を</u>，別紙17に従い，<u>上水の供給及び市の役務提供の対価として市に支払う</u>ものとする。なお，水道事業からのバックアップによって工業用水の供給を行った場合であっても，運営権者は，当該供給に対応する利用料金を利用者から收受することができる。</p>
14	第52条	<p>（施工業務の目的物完成後の契約不適合責任等） 第52条 第50条第4項に基づいて市が運営権者から引渡しを受けた工事の目的物について，破損等の契約不適合が発見された場合，市は，当該工事の目的物の引渡しから1年以内に限り，運営権者に対し，相当の期間を定めて，当該契約不適合の修補を請求し，又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし，当該契約不適合について運営権者に故意又は重過失がある場合には，本項に基づく運営権者の責任期間は，<u>当該工事の目的物の引渡しから10年</u>とする。 2 運営権者が施工業務に際して実施した道路舗装について，破損等の契約不適合が発見された場合，市は，当該道路舗装について道路管理者による検査が完了してから2年以内に限り，運営権者に対し，相当の期間を定めて，当該契約不適合の修補を請求し，又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし，当該契約不適合について運営権者に故意又は重過失がある場合には，本項に基づく運営権者の責任期間は，<u>当該道路舗装について道路管理者による検査が完了してから10年</u>とする。</p>	<p>（施工業務の目的物完成後の契約不適合責任等） 第52条 第50条第4項に基づいて市が運営権者から引渡しを受けた工事の目的物について，破損等の契約不適合が発見された場合，市は，当該工事の目的物の引渡しから1年以内に限り，運営権者に対し，相当の期間を定めて，当該契約不適合の修補を請求し，又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし，当該契約不適合について運営権者に故意又は重過失がある場合には，本項に基づく運営権者の責任期間は，<u>当該工事の目的物の引渡しから10年，又は市が当該契約不適合を知った時から5年のいずれか短い期間</u>とする。 2 運営権者が施工業務に際して実施した道路舗装について，破損等の契約不適合が発見された場合，市は，当該道路舗装について道路管理者による検査が完了してから2年以内に限り，運営権者に対し，相当の期間を定めて，当該契約不適合の修補を請求し，又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし，当該契約不適合について運営権者に故意又は重過失がある場合には，本項に基づく運営権者の責任期間は，<u>当該道路舗装について道路管理者による検査が完了してから10年，又は市が当該道路舗装の瑕疵を発見した時から5年のいずれか短い期間</u>とする。</p>
15	第56条第1項	<p>（<u>市による更新等</u>） 第56条 市は，本事業開始日以降においても，別紙12-2に定める<u>運営権設定対象施設の更新等</u>を実施することができるものとし，運営権者は，市による<u>更新等</u>の完了後速やかに，<u>更新等</u>の対象となった運営権設定対象施設の引渡しを受けるものとする。</p>	<p>（<u>本事業開始日以降に市が行う工事</u>） 第56条 市は，本事業開始日以降においても，<u>次の各号に掲げる工事のうち</u>，別紙12-2に定める<u>工事</u>を実施することができるものとし，運営権者は，市による<u>第1号及び第2号に掲げる工事</u>の完了後速やかに，<u>当該工事</u>の対象となった運営権設定対象施設の引渡しを受けるものとする。 (1) <u>運営権設定対象施設の更新等</u> (2) <u>管路の支障移設等</u> (3) <u>給水施設工事</u></p>

番号	該当箇所	修正前（令和3年2月版）	修正後
16	第57条第3項	運営権者は、第1項に基づき市が建設した施設及び更新等を実施した運営権設定対象施設について、本事業期間中に市が計上する減価償却費相当額を負担する。ただし、本条第6項に基づき市が運営権者に生じた増加費用又は損害を補償しなければならない場合、運営権者は、市の事前の承諾をもって、当該減価償却費相当額から運営権者に生じた増加費用又は損害相当額を控除した金額を支払うことで足りるものとする。	運営権者は、第1項に基づき市が建設した施設及び更新等を実施した運営権設定対象施設について、 市が実施した建設又は更新等の対価として 、本事業期間中に市が計上する減価償却費相当額 並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額 を負担する。ただし、本条第6項に基づき市が運営権者に生じた増加費用又は損害を補償しなければならない場合、運営権者は、市の事前の承諾をもって、当該減価償却費相当額 並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額から運営権者に生じた増加費用又は損害相当額 を控除した金額を支払うことで足りるものとする。
17	第57条第4項	市は、本事業に係る新たな施設の建設又は運営権設定対象施設の更新等が完了した日の属する事業年度の翌事業年度以降の本事業期間中の各事業年度の末日から60日以内に、当該事業年度における前項に規定する減価償却費相当額を確定し、運営権者に通知するものとする。運営権者は、市より通知を受けた各事業年度に係る減価償却相当額を、当該通知の受領日から30日以内に市に支払う。	市は、本事業に係る新たな施設の建設又は運営権設定対象施設の更新等が完了した日の属する事業年度の翌事業年度以降の本事業期間中の各事業年度の末日から60日以内に、当該事業年度における前項に規定する減価償却費相当額を確定し、運営権者に通知するものとする。運営権者は、市より通知を受けた各事業年度に係る減価償却費相当額 並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額 を、当該通知の受領日から30日以内に市に支払う。
18	第59条第1項	運営権者は、①別紙13に定める本事業開始日の前日までに市が建設又は更新等を実施した運営権設定対象施設及び②第56条第1項に基づき引渡しを受けた運営権設定対象施設について、PFI法第20条に基づき、本事業期間中に市が計上する減価償却費相当額（以下「20条負担金」という。）を負担する。	運営権者は、①別紙13に定める本事業開始日の前日までに市が建設又は更新等を実施した運営権設定対象施設及び②第56条第1項に基づき引渡しを受けた運営権設定対象施設について、PFI法第20条に基づき、本事業期間中に市が計上する減価償却費相当額（以下「20条負担金」という。） 並びにこれに係る消費税及び地方消費税額相当額 を負担する。
19	第59条第2項	市は、①別紙13に定める本事業開始日の前日までに市が建設又は更新等を実施した運営権設定対象施設については、本事業期間中の各事業年度の末日から60日以内に、当該事業年度に係る20条負担金の金額を確定し、また、②第56条第1項に基づき引渡しを受けた運営権設定対象施設については、当該引渡日の属する事業年度の翌事業年度以降の各事業年度の末日から60日以内に、当該事業年度における20条負担金の金額を確定し、それぞれ運営権者に通知するものとする。運営権者は、市より通知を受けた各事業年度に係る20条負担金を、当該通知の受領日から30日以内に市に支払う。	市は、①別紙13に定める本事業開始日の前日までに市が建設又は更新等を実施した運営権設定対象施設については、本事業期間中の各事業年度の末日から60日以内に、当該事業年度に係る20条負担金の金額を確定し、また、②第56条第1項に基づき引渡しを受けた運営権設定対象施設については、当該引渡日の属する事業年度の翌事業年度以降の各事業年度の末日から60日以内に、当該事業年度における20条負担金の金額を確定し、それぞれ運営権者に通知するものとする。運営権者は、市より通知を受けた各事業年度に係る20条負担金 並びにこれに係る消費税及び地方消費税額相当額 を、当該通知の受領日から30日以内に市に支払う。
20	第60条第3項	市は、各事業年度の末日から60日以内に、当該事業年度における非運営権設定対象施設等関連費用の金額を確定し、運営権者に通知するものとする。運営権者は、市から通知を受けた非運営権設定対象施設等関連費用を、当該通知の受領日から30日以内に市に支払う。	市は、各事業年度の末日から60日以内に、当該事業年度における非運営権設定対象施設等関連費用の金額を確定し、運営権者に通知するものとする。運営権者は、市から通知を受けた非運営権設定対象施設等関連費用 並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額 を、当該通知の受領日から30日以内に市に支払う。
21	第61条第3項	市は、各事業年度の末日から60日以内に、当該事業年度におけるその他運営権設定対象施設関連費用の金額を確定し、運営権者に通知するものとする。運営権者は、市から通知を受けたその他運営権設定対象施設関連費用を、当該通知の受領日から30日以内に市に支払う。	市は、各事業年度の末日から60日以内に、当該事業年度におけるその他運営権設定対象施設関連費用の金額を確定し、運営権者に通知するものとする。運営権者は、市から通知を受けたその他運営権設定対象施設関連費用 並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額 を、当該通知の受領日から30日以内に市に支払う。

番号	該当箇所	修正前（令和3年2月版）	修正後
22	第67条第3項	<p>運営権者は、市から一部負担金の支払いを受けるために、四半期ごとに、当該四半期の末日までに第50条第4項に基づいて市が運営権者から引渡しを受けた工事の目的物について、要求水準書に定める必要書類及び一部負担金の積算根拠に係る資料を市に提出し、市は、運営権者から提出された当該書類を確認（一部負担金の積算根拠の妥当性に係る確認を含む。）する。この場合、市は、運営権者に対して、市が必要と認める追加書類（一部負担金の積算根拠に係る追加資料を含む。）の提出を求めることができ、必要に応じて、その内容について運営権者と協議を行うことができる。運営権者は、市による当該確認の後、前項に基づいて市から通知を受けた一部負担金の金額について請求書を発行し、市は、当該請求書を受領してから30日以内又は当該四半期の末日の2ヶ月後の応当日のいずれか遅い日までに、当該四半期の一部負担金を支払う。なお、市は、運営権者からの求めにより、協議の上で、一部負担金を部分的に前払することができる。</p>	<p>運営権者は、市から一部負担金の支払いを受けるために、四半期ごとに、当該四半期の末日までに第50条第4項に基づいて市が運営権者から引渡しを受けた工事の目的物について、要求水準書に定める必要書類及び一部負担金の積算根拠に係る資料を市に提出し、市は、運営権者から提出された当該書類を確認（一部負担金の積算根拠の妥当性に係る確認を含む。）する。この場合、市は、運営権者に対して、市が必要と認める追加書類（一部負担金の積算根拠に係る追加資料を含む。）の提出を求めることができ、必要に応じて、その内容について運営権者と協議を行うことができる。運営権者は、市による当該確認の後、前項に基づいて市から通知を受けた一部負担金の金額について請求書を発行し、市は、当該請求書を受領してから30日以内又は当該四半期の末日の2ヶ月後の応当日のいずれか遅い日までに、当該四半期の一部負担金並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額を支払う。なお、市は、運営権者からの求めにより、協議の上で、一部負担金を部分的に前払することができる。</p>
23	第67条第7項	<p>第3項の規定による一部負担金の支払後、①第88条第2項の規定によるオプション延長又は同条第3項の規定による合意延長が行われた場合、運営権者は、当該一部負担金の対象となった施設について延長期間中に市で計上する減価償却費相当額（ただし、当該一部負担金の対象となった施設に関し、市が補助金を受領し、又は運営権者が第三者から補償金を受領している場合には、延長期間中に市で計上する長期前受金戻入相当額を控除する。）を、市が別途定める期限までに、市に支払うものとし、②本事業終了日よりも前に実施契約が解除され、又は終了した場合、市は、運営権者に対して、当該一部負担金の対象となった施設について残存期間（本契約が解除され、又は終了した日から当該時点で予定されていた本事業終了日までの期間をいう。以下本項において同じ。）中に市で計上する減価償却費相当額（ただし、当該一部負担金の対象となった施設に関し、市が補助金を受領し、又は運営権者が第三者から補償金を受領している場合には、残存期間中に市で計上する長期前受金戻入相当額を控除する。）を、第102条第1項によって読み替える第90条第5項に規定する期限までに、運営権者に支払うものとする。</p>	<p>第3項の規定による一部負担金の支払後、①第88条第2項の規定によるオプション延長又は同条第3項の規定による合意延長が行われた場合、運営権者は、当該一部負担金の対象となった施設について延長期間中に市で計上する減価償却費相当額（ただし、当該一部負担金の対象となった施設に関し、市が補助金を受領し、又は運営権者が第三者から補償金を受領している場合には、延長期間中に市で計上する長期前受金戻入相当額を控除する。）並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額を、市が別途定める期限までに、市に支払うものとし、②本事業終了日よりも前に実施契約が解除され、又は終了した場合、市は、運営権者に対して、当該一部負担金の対象となった施設について残存期間（本契約が解除され、又は終了した日から当該時点で予定されていた本事業終了日までの期間をいう。以下本項において同じ。）中に市で計上する減価償却費相当額（ただし、当該一部負担金の対象となった施設に関し、市が補助金を受領し、又は運営権者が第三者から補償金を受領している場合には、残存期間中に市で計上する長期前受金戻入相当額を控除する。）並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額を、第102条第1項によって読み替える第90条第5項に規定する期限までに、運営権者に支払うものとする。</p>
24	第80条第2項	<p>前項の規定により運営権の行使が停止された場合、市は、PFI法第27条第1項の規定に基づきこれを登録するとともに、当該停止が同法第29条第1項第2号に規定する事由によるときは、運営権者は、運営権の行使が停止された期間に係る運営権対価の支払義務を負わず、市は、当該期間に係る受領済みの運営権対価を市及び運営権者が別途合意する期限までに運営権者に支払う。また、当該停止が同法第29条第1項第2号に規定する事由によるときは、市は、運営権者に対して、同法第30条第1項の規定により通常生ずべき損失（運営権者の責めに帰すべき事由によって発生した損失等を除く。）を補償する責任を負う。</p>	<p>前項の規定により運営権の行使が停止された場合、市は、PFI法第27条第1項の規定に基づきこれを登録するとともに、当該停止が同法第29条第1項第2号に規定する事由によるときは、運営権者は、運営権の行使が停止された期間に係る運営権対価の支払義務を負わず、市は、当該期間に係る受領済みの運営権対価並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額を市及び運営権者が別途合意する期限までに運営権者に支払う。また、当該停止が同法第29条第1項第2号に規定する事由によるときは、市は、運営権者に対して、同法第30条第1項の規定により通常生ずべき損失（運営権者の責めに帰すべき事由によって発生した損失等を除く。）を補償する責任を負う。</p>

番号	該当箇所	修正前（令和3年2月版）	修正後
25	第90条第5項	<p>第2項の規定による出来形部分の買取り及び第3項の規定による資産の買取りが行われる場合の買取対価の支払いは、本事業終了日から1年を経過した日以降速やかに（運営権者が自らの負担する契約不適合責任の履行を担保するために合理的な保全措置が採られていることを示して市又は市の指定する者に対して当該支払いを求めた場合において、当該支払いを行う者がこれを適切と認めた場合には、本事業終了日から速やかに）運営権者が別途指定する銀行口座に振り込む方法により行うものとする。ただし、当該支払日の到来より前に、市又は市の指定する者が第93条に定める契約不適合責任に基づき損害賠償請求を行った場合、市又は市の指定する者は、当該支払いに係る債務と当該損害賠償請求に係る債権を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。この場合、市又は市の指定する者は、当該相殺が実行され、又は当該損害賠償請求に係る債権が弁済されるまでの間、当該支払いを拒むことができる。</p>	<p>第2項の規定による出来形部分の買取り及び第3項の規定による資産の買取りが行われる場合の買取対価並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額の支払いは、本事業終了日から1年を経過した日以降速やかに（運営権者が自らの負担する契約不適合責任の履行を担保するために合理的な保全措置が採られていることを示して市又は市の指定する者に対して当該支払いを求めた場合において、当該支払いを行う者がこれを適切と認めた場合には、本事業終了日から速やかに）運営権者が別途指定する銀行口座に振り込む方法により行うものとする。ただし、当該支払日の到来より前に、市又は市の指定する者が第93条に定める契約不適合責任に基づき損害賠償請求を行った場合、市又は市の指定する者は、当該支払いに係る債務と当該損害賠償請求に係る債権を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。この場合、市又は市の指定する者は、当該相殺が実行され、又は当該損害賠償請求に係る債権が弁済されるまでの間、当該支払いを拒むことができる。</p>
26	第93条ただし書	<p>（契約不適合に関する責任） 第93条 第90条第1項の規定により引き渡された運営権設定対象施設又は同条第2項及び第3項の規定により譲渡された資産について契約不適合（なお、①経年劣化（経年劣化に伴う管路の不具合を含む。）、②本事業終了日以降に生じた第三者破損による運営権設定対象施設の不具合、③関連資料集Jに示す運営権設定対象施設の不具合及び④市水道事業が一元的に実施する突発的な漏水事故等が発生した際の緊急作業（ただし、本事業終了日の1年前の応当日以降に市による完了報告書（別紙16 2. (10)に規定する完了報告書をいう。）が提出されたものに限る。）の対象物件の不具合は契約不適合に該当しない。以下本条において同じ。）が発見された場合、市又は市の指定する者は、本事業終了日から1年以内（ただし、運営権設定対象施設について第52条第2項に基づく責任期間が本事業終了日から1年後の応当日以降に及んでいる場合には当該責任期間内）（以下本条において「契約不適合責任期間」という。）に、運営権者に通知する。運営権者は、契約不適合責任期間内に市又は市の指定する者から当該通知があった場合であって、当該契約不適合から市又は市の指定する者に生じた損害又は費用等の額が1件につき100万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額とする。）を超えた場合に限り、運営権者において、相当の期間内に、当該契約不適合の修補を行い、又は当該契約不適合に起因して市又は市の指定する者に生じた損害又は費用等を賠償するものとする。ただし、当該契約不適合について運営権者に故意又は重過失がある場合には、契約不適合責任は、<u>本事業終了日から10年</u>とする。また、第89条の規定により運営権者から市又は市の指定する者に提供された情報等に契約不適合（情報の齟齬、矛盾、欠缺、権利の瑕疵を含むが、これらに限られない。）が発見された場合についても、本事業終了日から1年（ただし、当該契約不適合について運営権者に故意又は重過失がある場合には、<u>本事業終了日から10年</u>とする。）以内に限り、同様とする。</p>	<p>（契約不適合に関する責任） 第93条 第90条第1項の規定により引き渡された運営権設定対象施設又は同条第2項及び第3項の規定により譲渡された資産について契約不適合（なお、①経年劣化（経年劣化に伴う管路の不具合を含む。）、②本事業終了日以降に生じた第三者破損による運営権設定対象施設の不具合、③関連資料集Jに示す運営権設定対象施設の不具合及び④市水道事業が一元的に実施する突発的な漏水事故等が発生した際の緊急作業（ただし、本事業終了日の1年前の応当日以降に市による完了報告書（別紙16 2. (10)に規定する完了報告書をいう。）が提出されたものに限る。）の対象物件の不具合は契約不適合に該当しない。以下本条において同じ。）が発見された場合、市又は市の指定する者は、本事業終了日から1年以内（ただし、運営権設定対象施設について第52条第2項に基づく責任期間が本事業終了日から1年後の応当日以降に及んでいる場合には当該責任期間内）（以下本条において「契約不適合責任期間」という。）に、運営権者に通知する。運営権者は、契約不適合責任期間内に市又は市の指定する者から当該通知があった場合であって、当該契約不適合から市又は市の指定する者に生じた損害又は費用等の額が1件につき100万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額とする。）を超えた場合に限り、運営権者において、相当の期間内に、当該契約不適合の修補を行い、又は当該契約不適合に起因して市又は市の指定する者に生じた損害又は費用等を賠償するものとする。ただし、当該契約不適合について運営権者に故意又は重過失がある場合には、契約不適合責任期間は、本事業終了日から10年、又は市が当該契約不適合を知った時から5年のいずれか短い期間とする。また、第89条の規定により運営権者から市又は市の指定する者に提供された情報等に契約不適合（情報の齟齬、矛盾、欠缺、権利の瑕疵を含むが、これらに限られない。）が発見された場合についても、本事業終了日から1年（ただし、当該契約不適合について運営権者に故意又は重過失がある場合には、本事業終了日から10年、又は市が当該契約不適合を知った時から5年のいずれか短い期間とする。）以内に限り、同様とする。</p>

番号	該当箇所	修正前（令和3年2月版）	修正後
27	第102条第2項	前項の規定のほか、本事業開始日後に、第94条から第100条までの規定により本契約が解除され、又は終了した場合であつて、既に完了した施工業務に要した費用のうち、当該解除又は終了日までに受領した利用料金及び支払済みの一部負担金をもって回収ができていないと市が認める金額がある場合、市は、当該金額の算出後速やかに運営権者に当該金額を通知するものとする。運営権者は、市から通知を受けた金額について請求書を発行し、市は、当該請求書を受領してから30日以内に当該金額を運営権者に支払う。	前項の規定のほか、本事業開始日後に、第94条から第100条までの規定により本契約が解除され、又は終了した場合であつて、既に完了した施工業務に要した費用のうち、当該解除又は終了日までに受領した利用料金及び支払済みの一部負担金をもって回収ができていないと市が認める金額がある場合、市は、当該金額の算出後速やかに運営権者に当該金額を通知するものとする。運営権者は、市から通知を受けた金額について請求書を発行し、市は、当該請求書を受領してから30日以内に当該金額 並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額 を運営権者に支払う。
28	第103条第3項	第1項の場合、運営権者は、本契約の解除又は終了後の期間に 係る 運営権対価の支払義務を負わず、運営権者が第1項の規定による契約解除違約金その他の金員の支払いを完了したときは、市は、当該期間に係る受領済みの運営権対価相当額を市及び運営権者が別途合意する期限までに運営権者に支払うものとする。	第1項の場合、 別紙8第1項に規定する運営権対価の総額の価格調整として 、運営権者は、本契約の解除又は終了後の期間に 対応する 運営権対価の支払義務を負わず、運営権者が第1項の規定による契約解除違約金その他の金員の支払いを完了したときは、市は、当該期間に係る受領済みの運営権対価 並びにこれに係る消費税及び地方消費税 相当額を市及び運営権者が別途合意する期限までに運営権者に支払うものとする。
29	第105条第3項	第1項の場合、運営権者は、本契約の解除又は終了後の期間に 係る 運営権対価の支払義務を負わず、市は、当該期間に係る受領済みの運営権対価相当額を市及び運営権者が別途合意する期限までに運営権者に対し支払う。	第1項の場合、 別紙8第1項に規定する運営権対価の総額の価格調整として 、運営権者は、本契約の解除又は終了後の期間に 対応する 運営権対価の支払義務を負わず、市は、当該期間に係る受領済みの運営権対価 並びにこれに係る消費税及び地方消費税 相当額を市及び運営権者が別途合意する期限までに運営権者に対し支払う。
30	第106条第3項	第1項の場合、運営権者は、本契約の解除後の期間に 係る 運営権対価の支払義務を負わず、市は、当該期間に係る受領済みの運営権対価相当額を市及び運営権者が別途合意する期限までに運営権者に支払う。	第1項の場合、 別紙8第1項に規定する運営権対価の総額の価格調整として 、運営権者は、本契約の解除後の期間に 対応する 運営権対価の支払義務を負わず、市は、当該期間に係る受領済みの運営権対価 並びにこれに係る消費税及び地方消費税 相当額を市及び運営権者が別途合意する期限までに運営権者に支払う。
31	第107条第3項	第1項の場合、運営権者は、本契約の解除又は終了後の期間に 係る 運営権対価の支払義務を負わず、市は、当該期間に係る受領済みの運営権対価を、市及び運営権者が別途合意する期限までに運営権者に支払う。	第1項の場合、 別紙8第1項に規定する運営権対価の総額の価格調整として 、運営権者は、本契約の解除又は終了後の期間に 対応する 運営権対価の支払義務を負わず、市は、当該期間に係る受領済みの運営権対価を、市及び運営権者が別途合意する期限までに運営権者に支払う。

番号	該当箇所	修正前（令和3年2月版）	修正後
32	第114条第3項	<p>3 運営権者は、第三者（運営権者の株主を含むが、これに限られない。）が知的財産権を保有する知的財産権対象技術の本運営事業に導入した場合、当該第三者をして、市及び市が指定する者に対し、本契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾させなければならない。ただし、当該第三者が運営権者の株主以外の第三者である場合には、運営権者は、当該第三者をして、当該導入技術の利用を無償かつ無期限で許諾させるよう最大限努力することとする。</p>	<p>3 運営権者は、第三者（運営権者の株主を含むが、これに限られない。）が知的財産権を保有する知的財産権対象技術の本運営事業に導入した場合、当該第三者をして、市及び市が指定する者に対し、本契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾させなければならない。ただし、本契約終了日において運営権者が当該第三者に対して当該導入技術の利用に係る対価の支払義務を負っている場合で、当該対価の支払が当該導入技術の利用期間に応じて定期的に行われていたものである場合には、有償（市が合理的と認める範囲に限るものとし、かつ、合理的な理由のない限り運営権者が負担していた金額を上限とする。）かつ無期限で許諾させることとする。また、当該第三者が運営権者の株主以外の第三者である場合には、運営権者は、当該第三者をして、当該導入技術の利用を無償（ただし、本項第二文に定める場合には、市が合理的と認める範囲に限り有償）かつ無期限で許諾させるよう最大限努力することとする。</p>
33	第116条第2項	<p>市は、一部負担金その他市が負担する費用等であって消費税及び地方消費税の課税対象となるものについては、適用のある消費税及び地方消費税相当額を付して支払うほか、本契約に関連するすべての公租公課について、本契約に別段の定めがある場合を除き、これを負担しない。</p>	<p>市は、一部負担金その他市が運営権者に支払うべき費用等であって消費税及び地方消費税の課税対象となるものについては、適用のある消費税及び地方消費税相当額を付して支払うほか、本契約に関連するすべての公租公課について、本契約に別段の定めがある場合を除き、これを負担しない。</p>
34	別紙1第5号	<p>「一部負担金」とは、第67条に従って、市から運営権者に対して支払われる負担金をいう。</p>	<p>「一部負担金」とは、第67条に従って、運営権者が実施した本運営事業に係る更新等の対価として市から運営権者に対して支払われる負担金をいう。</p>
35	別紙1第60号	<p>「浄水場内でのバックアップ」とは、原水水質の異常による取水停止及び浄水設備の故障等に伴い、運営権設定対象施設による浄水処理が不可能となった場合において、浄水場構内の連絡設備を経由し、水道水用の原水又は沈澱処理水を工業用水道の処理系統へ供給することによって、利用者への給水を継続することをいう。</p>	<p>「浄水場内でのバックアップ」とは、原水水質の異常による取水停止等に伴い、運営権設定対象施設による浄水処理が不可能となった場合において、浄水場構内の連絡設備を経由し、水道水用の原水又は沈澱処理水を工業用水道の処理系統へ供給することによって、利用者への給水を継続することをいう。</p>
36	別紙1第69号	<p>「その他運営権設定対象施設関連費用」とは、第61条に従って運営権者から市に対して支払われる20条負担金以外の運営権設定対象施設に関連する費用のことをいう。</p>	<p>「その他運営権設定対象施設関連費用」とは、第61条に従って、市が実施した運営権設定対象施設に関連する役務提供の対価として運営権者から市に対して支払われる20条負担金以外の運営権設定対象施設に関連する費用のことをいう。</p>
37	別紙1第70号	<p>「大規模漏水」とは、突発的な漏水（ただし、第三者による破損に起因するものを除く。）のうち、社会的影響の極めて大きい漏水事故（①幹線道路の全域にわたる冠水又は陥没及びそれに伴う全面通行止め、②軌道の安全性に深刻な影響を及ぼす出水又は陥没、並びに③広範囲の利用者に対する断水又は減圧を伴う漏水事故を含むが、これらに限られない。）をいう。なお、「大規模漏水」の該当性については、個別の事案ごとに公共交通等への影響、漏水事故による第三者損害等、社会的な影響の大きさを考慮し、運営権者と協議した上で、その都度、市が判定する。</p>	<p>「大規模漏水」とは、管路（取水管及び浄配水場の構内配管並びにこれらの附属設備（制水弁、空気弁、消火栓、排水設備等）を除く。）における突発的な漏水（ただし、第三者による破損に起因するものを除く。）のうち、社会的影響の極めて大きい漏水事故（①幹線道路の全域にわたる冠水又は陥没及びそれに伴う全面通行止め、②軌道の安全性に深刻な影響を及ぼす出水又は陥没、並びに③広範囲の利用者に対する断水又は減圧を伴う漏水事故を含むが、これらに限られない。）をいう。なお、「大規模漏水」の該当性については、個別の事案ごとに公共交通等への影響、漏水事故による第三者損害等、社会的な影響の大きさを考慮し、運営権者と協議した上で、その都度、市が判定する。</p>

番号	該当箇所	修正前（令和3年2月版）	修正後
38	別紙1第86号	「20条負担金」とは、第59条に従って、市に支払われる負担金をいう。	「20条負担金」とは、第59条に従って、 市が実施した建設又は更新等の対価として 市に支払われる負担金をいう。
39	別紙1第87号	(87) 「任意事業」とは、本契約及び法令等を遵守し、運営権設定対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において運営権者が実施する事業の総称をいう。	(87) 「任意事業」とは、本契約及び法令等を遵守し、運営権設定対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において、運営権者が、 自ら又は運営権者子会社等をして 実施する事業の総称をいう。
40	別紙1第88号	「非運営権設定対象施設等関連費用」とは、第60条第1項に従って、運営権者から市に対して支払われる負担金をいう。	「非運営権設定対象施設等関連費用」とは、第60条第1項に従って、 市が実施した上工共有施設等に係る役務提供の対価として 運営権者から市に対して支払われる負担金をいう。
41	別紙1第113号	(113) 「末端管路撤去関連費用」とは、第43条第5項に従って、市から運営権者に対して支払われる末端管路の撤去に関する設計及び工事費をいう。	(113) 「末端管路撤去関連費用」とは、第43条第5項に従って、 運営権者が実施した末端管路撤去業務の対価として 市から運営権者に対して支払われる末端管路の撤去に関する設計及び工事費をいう。
42	別紙10第34条第1項	発注者は、必要に応じ、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。ただし、発注者は、受注者の事前の承認なく、受注者が浄配水場の運転操作を行う場所に立ち入って調査することはできない。	発注者は、必要に応じ、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。ただし、発注者は、受注者の事前の承認なく、受注者が浄配水場の運転操作を 上工水一体運営のために一元的に 行う場所に立ち入って調査することはできない。
43	別紙10別添2 2(1)ケ	原水水質異常による取水停止や浄水設備の故障等に伴って、工業用水道の浄水処理系統に 上水道 の原水や沈澱処理水を供給（浄水場内でのバックアップ）する必要性が生じた場合は、 <u>供給量や実施期間等の見通しを明らかにした上で、水道事業からのバックアップ対応の実施の必要性</u> について、発注者に提言すること。	原水水質異常による取水停止等に伴って、工業用水道の浄水処理系統に 上水 の原水や沈澱処理水を供給（浄水場内でのバックアップ）する必要性が生じた場合は、 バックアップの手法、バックアップを要する理由及び期間並びに想定応援給水量等 について、発注者に提言すること。
44	別紙10別添4 1.	番号 9 名称 運転日誌（運転管理及び水質管理報告書） （中略） 提出期日 各 四半期 の末日から 45日 以内	番号 9-1 名称 運転日誌（運転管理及び水質管理報告書） （中略） 提出期日 各 月 の末日から 10営業日 以内
45	別紙10別添4 1.	—	番号 9-2 名称 運転日誌（速報版） （運転管理及び水質管理報告書） 内容 同上 様式 任意 提出期日 毎日

番号	該当箇所	修正前（令和3年2月版）	修正後
46	別紙10 別添4 1.	番号 10 (中略) 提出期日 各 <u>四半期</u> の末日から <u>45日</u> 以内	番号 10 (中略) 提出期日 各 <u>月</u> の末日から <u>10営業日</u> 以内
47	別紙10 別添4 1. 欄外注記	注) 番号1, 2, 4 の様式については、本別添別紙「様式集」を参照。 番号16 は、番号8～11 の各提出物の当該年度分を集約したものとする。	注) 番号1, 2, 4 の様式については、本別添別紙「様式集」を参照。 番号16 は、番号8～11 の各提出物の当該年度分を集約したものとする。 番号9-2は、毎日、前日の運転日誌（速報版）を提出する。 なお、運転日誌（速報版）を修正する必要が生じた場合、受注者は、その都度、修正箇所を明示の上、発注者に修正後の速報版を提出するものとする。ただし、当該修正を行ったことにつき、受注者は一切の責任を負わないものとする。
48	別紙10 別添5 3(1)なお書	なお、違約ポイントが30ポイントに達した時点で、違約ポイントを計上したすべての要求水準未達に係る各是正措置の実施完了の <u>市</u> による確認が終了していない場合は、違約ポイントの計上を継続し、発注者が、違約ポイントを計上したすべての要求水準未達に係る各是正措置の実施完了の確認が終了した時又は本契約解除時に、違約ポイントの合計を金額に換算し、要求水準未達違約金を受注者へ請求する。	なお、違約ポイントが30ポイントに達した時点で、違約ポイントを計上したすべての要求水準未達に係る各是正措置の実施完了の <u>発注者</u> による確認が終了していない場合は、違約ポイントの計上を継続し、発注者が、違約ポイントを計上したすべての要求水準未達に係る各是正措置の実施完了の確認が終了した時又は本契約解除時に、違約ポイントの合計を金額に換算し、要求水準未達違約金を受注者へ請求する。
49	別紙12-1	別紙12-1 本事業開始前に市が実施する <u>更新等及び維持修繕</u> 本契約第12条第1項に定める「別紙12-1に定める <u>運営権設定対象施設の更新等及び維持修繕</u> 」は、関連資料集B（以下本別紙において「本資料」という。）に示す <u>更新等及び維持修繕</u> とする。 ※ 本資料は、本契約締結日現在において市が実施することを想定している <u>運営権設定対象施設の更新等及び維持修繕</u> を示したものであり、市は、本事業開始日までに市が行った <u>更新等及び維持修繕</u> 並びにその内容変更又は追加に基づく本資料の更新を行うものとする。市は、本事業開始日までの間、本事業の実施に合理的に必要な範囲でのみ本資料に示す <u>更新等及び維持修繕</u> の内容変更又は追加を行うものとし、当該内容変更又は追加を行おうとする場合には事前に運営権者に対してこれを通知し説明を行い、当該内容変更又は追加の結果、本資料が更新された場合にはこれを速やかに運営権者に通知するものとする。	別紙12-1 本事業開始前に市が実施する <u>工事</u> 本契約第12条第1項に定める「別紙12-1に定める <u>工事</u> 」は、関連資料集B（以下本別紙において「本資料」という。）に示す <u>工事</u> とする。 ※ 本資料は、本契約締結日現在において市が実施することを想定している <u>本事業に関する工事</u> を示したものであり、市は、本事業開始日までに市が行った <u>工事及び</u> その内容変更又は追加に基づく本資料の更新を行うものとする。市は、本事業開始日までの間、本事業の実施に合理的に必要な範囲でのみ本資料に示す <u>工事</u> の内容変更又は追加を行うものとし、当該内容変更又は追加を行おうとする場合には事前に運営権者に対してこれを通知し説明を行い、当該内容変更又は追加の結果、本資料が更新された場合にはこれを速やかに運営権者に通知するものとする。

番号	該当箇所	修正前（令和3年2月版）	修正後
50	別紙12-2	<p>別紙12-2 本事業開始日以降実施する 更新等</p> <p>本契約第56条第1項に定める「別紙12-2に定める運営権設定対象施設の更新等」は、関連資料集C（以下本別紙において「本資料」という。）に示す更新等とする。</p> <p>※ 本資料は、本契約締結日現在において市が実施することを想定している更新等を示したものであり、市は、本事業開始日までに市が行った更新等及び維持修繕並びにその内容変更又は追加に基づく本資料の更新を行うものとする。市は、本事業開始日までの間、本事業の実施に合理的に必要な範囲でのみ本資料に示す更新等の内容変更又は追加を行うものとし、当該内容変更又は追加を行おうとする場合には事前に運営権者に対してこれを通知し説明を行い、当該内容変更又は追加の結果、本資料が更新された場合にはこれを速やかに運営権者に通知するものとする。</p>	<p>別紙12-2 本事業開始日以降実施する 工事</p> <p>本契約第56条第1項に定める「別紙12-2に定める工事」は、関連資料集C（以下本別紙において「本資料」という。）に示す工事とする。</p> <p>※ 本資料は、本契約締結日現在において市が実施することを想定している本事業に関する工事を示したものであり、市は、本事業開始日までに市が行った工事及びその内容変更又は追加に基づく本資料の更新を行うものとする。市は、本事業開始日までの間、本事業の実施に合理的に必要な範囲でのみ本資料に示す工事の内容変更又は追加を行うものとし、当該内容変更又は追加を行おうとする場合には事前に運営権者に対してこれを通知し説明を行い、当該内容変更又は追加の結果、本資料が更新された場合にはこれを速やかに運営権者に通知するものとする。</p>
51	別紙15第4号	—	<p>(4) 管路及び給水施設の修繕費の変動 事業年度ごとに、本事業開始日から当該事業年度に係る集計期間（別紙16 4.1(1)の表に掲げる集計期間をいう。）の末日までに発生した別紙16 3.(2)アに規定する直接工事費の累計額（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額とする。）が、それぞれの事業年度に対応する別紙19第1項の表に掲げる上限金額に●²⁴円を加えた金額を超過した場合</p> <p>²⁴ 別紙8第1項に規定する運営権対価の総額から4億5,000万円を減じた金額を記載します。</p>
52	別紙16第3項第1号	<p>3. 費用の負担 (1) 市が1.(1)から(6)に掲げる作業に要した費用（以下「市作業費」という。）は、運営権者が負担する。</p>	<p>3. 費用の負担 (1) 市が1.(1)から(6)に掲げる作業に要した費用（以下「市作業費」という。）は、運営権者が負担する。市は、4.の定めに従い、1.(1)から(6)に掲げる作業の対価として、市作業費並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額を運営権者に請求し、運営権者は、4.の定めに従い市にこれを支払うものとする。ただし、本事業開始日の前日までに使用中止の状態にあり、撤去されていない給水施設の緊急作業に係る修繕業務委託料その他これに要した費用並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額については、市が負担するものとする。</p>

番号	該当箇所	修正前（令和3年2月版）	修正後																						
53	別紙16第4項第1号	市は、事業年度ごとに市作業費の金額を確定する。	市は、事業年度ごとに市作業費の金額を確定する。 なお、市作業費の金額は、事業年度ごとに、次の表に掲げる集計期間に実施した市の作業に要した費用を集計する方法により確定するものとする。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>事業年度</th> <th>集計期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>令和4年4月1日から令和5年1月31日まで</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>令和5年2月1日から令和6年1月31日まで</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>令和6年2月1日から令和7年1月31日まで</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>令和7年2月1日から令和8年1月31日まで</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>令和8年2月1日から令和9年1月31日まで</td> </tr> <tr> <td>令和9年度</td> <td>令和9年2月1日から令和10年1月31日まで</td> </tr> <tr> <td>令和10年度</td> <td>令和10年2月1日から令和11年1月31日まで</td> </tr> <tr> <td>令和11年度</td> <td>令和11年2月1日から令和12年1月31日まで</td> </tr> <tr> <td>令和12年度</td> <td>令和12年2月1日から令和13年1月31日まで</td> </tr> <tr> <td>令和13年度</td> <td>令和13年2月1日から令和14年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	事業年度	集計期間	令和4年度	令和4年4月1日から令和5年1月31日まで	令和5年度	令和5年2月1日から令和6年1月31日まで	令和6年度	令和6年2月1日から令和7年1月31日まで	令和7年度	令和7年2月1日から令和8年1月31日まで	令和8年度	令和8年2月1日から令和9年1月31日まで	令和9年度	令和9年2月1日から令和10年1月31日まで	令和10年度	令和10年2月1日から令和11年1月31日まで	令和11年度	令和11年2月1日から令和12年1月31日まで	令和12年度	令和12年2月1日から令和13年1月31日まで	令和13年度	令和13年2月1日から令和14年3月31日まで
事業年度	集計期間																								
令和4年度	令和4年4月1日から令和5年1月31日まで																								
令和5年度	令和5年2月1日から令和6年1月31日まで																								
令和6年度	令和6年2月1日から令和7年1月31日まで																								
令和7年度	令和7年2月1日から令和8年1月31日まで																								
令和8年度	令和8年2月1日から令和9年1月31日まで																								
令和9年度	令和9年2月1日から令和10年1月31日まで																								
令和10年度	令和10年2月1日から令和11年1月31日まで																								
令和11年度	令和11年2月1日から令和12年1月31日まで																								
令和12年度	令和12年2月1日から令和13年1月31日まで																								
令和13年度	令和13年2月1日から令和14年3月31日まで																								
54	別紙16第4項第2号	市は、運営権者に対し、原則として、各事業年度の末日から30日以内に、別途市が定める様式による「突発漏水等に伴う緊急作業に係る費用請求書」及び「修繕報告書」により、当該事業年度における市作業費の請求を行う。	市は、運営権者に対し、原則として、各事業年度の末日から30日以内に、別途市が定める様式による「突発漏水等に伴う緊急作業に係る費用請求書」及び「修繕報告書」により、当該事業年度における市作業費の請求を行う。 ただし、令和13年度の市作業費については、令和13年2月1日から令和14年1月31日まで及び令和14年2月1日から令和14年3月31日まで（以下当該期間に係る請求を「第2回目の請求」という。）の2回に分けて請求することとし、第2回目の請求に係る請求日については、市及び運営権者の協議により決定する。																						
55	別紙17	別紙17 水道事業からのバックアップに係る取決め	別紙17 水道事業からのバックアップに係る 実施手順及び費用負担等																						
56	別紙17第4項第1号	市がバックアップに要した費用（以下「バックアップ費用」という。）は、運営権者が負担する。	市がバックアップに要した費用（以下「バックアップ費用」という。）は、運営権者が負担する。 市は、5.の定めに従い、バックアップの対価として、バックアップ費用並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額を運営権者に請求し、運営権者は、5.の定めに従い市にこれを支払うものとする。																						
57	別紙17第4項第2号イ	イ 作業費用 バックアップの実施に伴って必要となる市の作業（上水施設から工水施設への送水の開始又は停止のための、電動弁の動作又は上工連絡設備の開設及び閉鎖の作業（以下「 切替作業 」という。）又は利用者の給水施設内部の切替設備によるバックアップ実施時における、工業用水道の使用水量の確認及び通知作業をいう。）に係る費用	イ 作業費用 バックアップの実施に伴って必要となる市の作業（ 切替作業 （上水施設から工水施設への送水の開始又は停止のための、電動弁の動作又は上工連絡設備の開設及び閉鎖の作業をいう。）又は利用者の給水施設内部の切替設備によるバックアップ実施時における、工業用水道の使用水量の確認及び通知作業をいう。）に係る費用																						

番号	該当箇所	修正前（令和3年2月版）	修正後																						
58	別紙18第1項	1. 上工共有施設等に関して市が第三者との間で締結する業務委託契約 本契約第60条第1項第8号に定める「別紙18に掲げる契約」は、関連資料集0に示す 施設 とする。	1. 上工共有施設等に関して市が第三者との間で締結する業務委託契約 本契約第60条第1項第8号に定める「別紙18に掲げる契約」は、関連資料集0に示す 契約 とする。																						
59	別紙18第2項	2. 運営権設定対象施設に関して市が第三者との間で締結する業務委託契約 本契約第61条第1項第3号に定める「別紙18に掲げる契約」は、関連資料集0に示す 施設 とする。	2. 運営権設定対象施設に関して市が第三者との間で締結する業務委託契約 本契約第61条第1項第3号に定める「別紙18に掲げる契約」は、関連資料集0に示す 契約 とする。																						
60	別紙19	—	<p>別紙19 運営権者が負担する直接工事費の上限額</p> <p>運営権者が負担する別紙16 3. (2)アに規定する直接工事費（以下本別紙において「直接工事費」という。）の上限額は、以下のとおりとする。</p> <p>1. 次の表に掲げる事業年度ごとに、本事業開始日から当該事業年度に係る集計期間（別紙16 4. (1)の表に掲げる集計期間をいう。）の末日までに発生した直接工事費の累計額（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額とする。）が、次の表の右欄に掲げる上限金額（以下「累計上限額」という。）を超過する場合、運営権者は、当該累計上限額の限度で市に直接工事費を支払うことで足りる。ただし、本事業期間中に本項の規定により運営権者が支払いを免れた直接工事費の金額の合計が●²⁸円（以下「免責基準額」という。）を超過した場合、運営権者は、第43条第4項本文の規定に従い、当該超過分を市に支払う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業年度</th> <th>上限金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>8,100万円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>1億6,200万円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>2億4,300万円</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>3億2,400万円</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>4億500万円</td> </tr> <tr> <td>令和9年度</td> <td>4億8,600万円</td> </tr> <tr> <td>令和10年度</td> <td>5億6,700万円</td> </tr> <tr> <td>令和11年度</td> <td>6億4,800万円</td> </tr> <tr> <td>令和12年度</td> <td>7億2,900万円</td> </tr> <tr> <td>令和13年度</td> <td>8億1,000万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 前項の規定にかかわらず、前項の規定により運営権者が支払いを免れた直接工事費の金額の合計が免責基準額を超過した場合で、かつ、運営権者の[合理的な]経営努力にもかかわらず、第64条第3項及び別紙15第4号の規定により事業計画の見直しを行ってもなお、運営権者の将来的な事業継続が危ぶまれると市が認める場合、運営権者は、累計上限額を超える部分の直接工事費について、市に支払うことを要しないものとする。ただし、本事業期間中に本項の規定により運営権者が支払いを免れた直接工事費の金額の合計が、支払済みの運営権対価相当額から免責基準額を減じた金額を超過した場合はこの限りではなく、運営権者は、第43条第4項の本文の規定に従い、当該超過分を市に支払うものとする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	事業年度	上限金額	令和4年度	8,100万円	令和5年度	1億6,200万円	令和6年度	2億4,300万円	令和7年度	3億2,400万円	令和8年度	4億500万円	令和9年度	4億8,600万円	令和10年度	5億6,700万円	令和11年度	6億4,800万円	令和12年度	7億2,900万円	令和13年度	8億1,000万円
事業年度	上限金額																								
令和4年度	8,100万円																								
令和5年度	1億6,200万円																								
令和6年度	2億4,300万円																								
令和7年度	3億2,400万円																								
令和8年度	4億500万円																								
令和9年度	4億8,600万円																								
令和10年度	5億6,700万円																								
令和11年度	6億4,800万円																								
令和12年度	7億2,900万円																								
令和13年度	8億1,000万円																								

4 要求水準書（案）

番号	該当箇所	修正前（令和3年2月版）	修正後
1	第1-8表1-2大規模漏水	突発的な漏水（ただし、第三者による破損に起因するものを除く。）のうち、社会的影響の極めて大きい漏水事故（①幹線道路の全域にわたる冠水又は陥没及びそれに伴う全面通行止め、②軌道の安全性に深刻な影響を及ぼす出水又は陥没、並びに③広範囲の利用者に対する断水又は減圧を伴う漏水事故を含むが、これに限られない。）をいう。なお、大規模漏水の該当性については、表1-4に示す考え方を目安とし、社会的な影響の大きさを考慮したうえで、個別の事案ごとに判定する。	管路（取水管及び浄配水場の構内配管並びにこれらの附属設備（制水弁、空気弁、消火栓、排水設備等）を除く。）における 突発的な漏水（ただし、第三者による破損に起因するものを除く。）のうち、社会的影響の極めて大きい漏水事故（①幹線道路の全域にわたる冠水又は陥没及びそれに伴う全面通行止め、②軌道の安全性に深刻な影響を及ぼす出水又は陥没、並びに③広範囲の利用者に対する断水又は減圧を伴う漏水事故を含むが、これに限られない。）をいう。なお、大規模漏水の該当性については、表1-4に示す考え方を目安とし、社会的な影響の大きさを考慮したうえで、個別の事案ごとに判定する。
2	第3-3(1)表3-1 （参考）施設管理の対象外	東淀川浄水場 浄水施設 水質計器 一式 （濁度計、pH計、アルカリ度計等）	東淀川浄水場 浄水施設 水質計器類 一式 （採水ポンプ吐出側の第1バルブを分界点とし、これより下流側の設備（濁度計、pH計、アルカリ度計等）は施設管理の対象外とする。）
3	第3-3(1)ウ(ア)	(ア) 施設の状態監視保全、保守点検、補修 A 施設の健全性や機能が損なわれることのないよう、アセットマネジメントの観点を踏まえ、効果的な状態監視保全を行うこと。 B 施設の定期的な保守点検を行い、損傷や腐食、摩耗状況等を確認したうえで、補修等対策の必要性を検討すること。また、保守点検にあたっては、適宜、既設メーカー等専門的な知識を有する者により実施すること。 特に、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等に規定する法定点検については、点検内容・点検周期を遵守し、適正に実施すること。	(ア) 施設の状态監視保全、 巡視・保守点検、補修等 A 施設の健全性や機能が損なわれることのないよう、アセットマネジメントの観点を踏まえ、効果的な状態監視保全を行うこと。 B 浄配水場の 施設の定期的な 巡視・保守点検 を行い、損傷や腐食、摩耗状況等を確認したうえで、補修等対策の必要性を検討すること。また、保守点検にあたっては、適宜、既設メーカー等専門的な知識を有する者により実施すること。 特に、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等に規定する法定点検については、点検内容・点検周期を遵守し、適正に実施すること。 なお、東淀川浄水場各施設の巡視については、(2)イに基づき、運転管理業務の日常点検として、実施する。
4	第3-3(1)ウ(ア)の最後に追加	—	E 維持管理の実施のために、市水道事業と共有又は共用している施設に立ち入るための入構手続き及び入構に係る通知（本項に定める通知は口頭で行うこともできる。）方法について、市と事前に協議し、本事業開始日までに決定すること。
5	第3-3(2)ケ	原水水質異常による取水停止 や浄水設備の故障 等に伴って、工業用水道の浄水処理系統に上水の原水や沈澱処理水を供給（浄水場内でのバックアップ）する必要性が生じた場合は、 供給量や実施期間等の見通しを明らかにした うえで、市に上水の供給を要請すること。また、必要に応じ、河川管理者等の関係先に対する報告・調整を行うこと。なお、上水に係る受水費用は、運営権者の負担とする。	原水水質異常による取水停止等に伴って、工業用水道の浄水処理系統に上水の原水や沈澱処理水を供給（浄水場内でのバックアップ）する必要性が生じた場合は、 バックアップの手法、バックアップを要する理由及び期間並びに想定応援給水量等について、市と事前に協議を行った うえで、市に上水の供給を要請すること。また、必要に応じ、河川管理者等の関係先に対する報告・調整を行うこと。なお、上水に係る受水費用は、運営権者の負担とする。

番号	該当箇所	修正前（令和3年2月版）							修正後									
6	第4-3(1)エ 表4-4 撤去対象の末端管路（修正箇所のみ抜粋）	番号	区	場所	布設 年度	土被り (m)	管種	口径 (mm)	延長 (m)	番号	区	場所	布設 年度	土被り (m)	管種	口径 (mm)	延長 (m)	
		8	都島	毛馬町1丁目～毛馬町3丁目	1965	1.2	F A	φ75	500	8	都島	毛馬町1丁目～毛馬町3丁目	1965	1.2	F A	φ75他	500	
		:																
		10	都島	都島南通2丁目	1965	1.3	F A	φ500他	630	10	都島	都島南通2丁目～中野町2丁目	1965	1.3	F A	φ500他	1,220	
		:																
		15	城東	今福南4丁目～今福西2丁目	1965	1.3	F C	φ250他	780	15	城東	今福南4丁目～今福西2丁目	1966	1.3	F A	φ200他	780	
		:																
		24	城東	関目2丁目	2000	0.9	D K	φ75	50	24	城東	関目2丁目	2000	0.9	D K	φ75他	50	
:																		
31	生野	中川東1丁目	1966	0.8	D A	φ75他	330	31	生野	中川東1丁目	1967	0.8	D A	φ75他	330			
:																		
34	生野	巽北3丁目～小路3丁目	1967	1	D A	φ125	180	34	生野	巽北3丁目～小路3丁目	1967	1	D A	φ125他	180			
:																		
合計								18,550	合計								19,140	
7	第5-3(2)オ（ア）	<p>道路部分の給水施設において、突発的な漏水事故等が発生した場合は、第4-3(4)「緊急修繕」に準じて修繕すること。なお、修繕に伴う費用は、運営権者の負担とするが、使用者又は所有者の故意又は重大な過失及び第三者破損の場合は、第4-3(4)エ「第三者破損発生時の対応」に準じて対応すること。</p>							<p>道路部分の給水施設において、突発的な漏水事故等が発生した場合は、第4-3(4)「緊急修繕」に準じて修繕すること。なお、修繕に伴う費用は、運営権者の負担とするが、使用者又は所有者の故意又は重大な過失及び第三者破損の場合は、第4-3(4)エ「第三者破損発生時の対応」に準じて対応すること。</p> <p>ただし、本事業開始日の前日までに使用中止の状態にあり、撤去されていない道路部分の給水施設において漏水等が発生した場合、修繕その他必要な処置に伴う費用については、市の負担とする。</p>									